

平成21年10月1日

<資料提供先:三次記者クラブ>

三次河川国道事務所からの

## お知らせ

### ～木材資源の有効活用～

## 「河川内の樹木伐採希望者を募集します」

#### 概要:

国土交通省三次河川国道事務所では、洪水時に流下阻害となる樹木群など河川の管理上支障となる河道内の樹木を計画的に伐採・処分しております。

今年度は、伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、河川管理者が伐採予定の河川内樹木について、希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂く取り組みを実施します。

詳細は別添資料をご覧ください。

●問い合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

TEL(0824)63-4121 FAX(0824)63-3094

(河川) 副所長(河) よこお かずひさ 横尾 和久 内線(204)

河川管理課長 たむら みのる 田村 実 内線(331)

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi>

# 公 募

馬洗川の河道内樹木伐採の希望者を募集します。

【伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます。】

平成21年10月 1日  
中国地方整備局  
三次河川国道事務所長

## 1. 目 的

馬洗川の河川敷は樹木の繁茂が著しく、洪水時に流れの妨げとなったり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げたりするなど、治水上の問題となっております。また、河川巡視の際の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となったりするなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、三次河川国道事務所では優先度の高い箇所から計画的に伐採を行っていますが、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応が出来ているとは言えない状況です。そのため、資源の有効利用とコスト縮減を目的として、処理費の削減を平成19年から伐採木の無償配布により行ってきました。

そこで、さらなる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとしまして、河川管理者が伐採予定の馬洗川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂くことを今年度より実施いたします。

## 2. 対象場所

お一人につき応募区画数は1区画を予定しています。また区画数については応募状況等により増減する可能性があります。

場所は位置図に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。

※別紙、現場の位置図あり。

### 【南畑敷地区】

場所：三次市南畑敷町地先（馬洗川鳥居橋下流約300m付近の左岸河川敷）

伐採面積：1区画（20m×20m）程度

全体面積：約29,000㎡

現地に関する問い合わせ先：三次河川国道事務所 三次出張所

〒728-0013

三次市十日市東5丁目18番1号

電話（0824）63-4686

FAX（0824）63-5281

### 3. 伐採対象樹木

原則として伐採範囲として指定した区画内の樹木全てとします。ただし、環境への配慮として伐採範囲を制限（樹木を存置する）する場合があります。具体的な伐採範囲等は作業実施前にお知らせします。

### 4. 現地状況

- ・樹木の状況：ヤナギ、クワ、ハリエンジュ等、胸高直径 10cm～20cm 程度のものが多く、対象場所（全体面積）に 1,000 本程度生えています。
- ・運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

### 5. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件及び別紙許可申請書の条件に従って実施してください。

#### (1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂き、河川管理者が処分を行います。

#### (2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び関係漁業協同組合並びに他の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害が発生したときは伐採資格者が賠償責任を負うものとします。

#### (3) 伐採時期

公募期間終了後速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、別紙「河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書」を提出して頂き、所要の手續等が完了後、各自の伐採範囲について平成 21 年 11 月 9 日～平成 21 年 12 月 18 日の期間内に実施して頂くよう予定しております。具体的な日程等は許可申請書提出の際に各出張所と協議して頂きます。

#### (4) 伐採実施時間

8 時 30 分から 17 時とします。土日祝日も可能です。但し、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

#### (5) その他

- ①事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、三次出張所へ報告してください。
- ②河川管理施設等を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復

旧していただきます。

- ③河川区域内の土地の掘削、盛土等の土地の形状を変更する行為は原則として認めていません。
- ④ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- ⑤伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。

## 6. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、広島県内に住所を有する方に限ります。

## 7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を目的とする団体等を優先し、その他については原則として三次河川国道事務所が抽選を行い、伐採範囲を示した区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者へ通知します。抽選結果について不服申し立ては認められません。

## 8. 申し込み方法

別紙「応募用紙」に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出してください（郵送、FAX、持参可）。

応募者には、簡単な別紙「アンケート」への協力をお願いしたく、応募用紙と併せて提出してください。

\*応募者の個人情報は伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。

- (1) 応募受付期間：平成21年10月1日（木）から平成21年10月30日（金）まで。なお、持参する場合は9時00分から17時00までとする。
- (2) 応募受付場所：中国地方整備局 三次河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

〒728-0013

三次市十日市西6丁目2番1号

電話 (0824) 63-4204

FAX (0824) 63-3132

## 9. その他

- ・ 応募者はやむを得ない事由が発生した場合はいつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用の補償はしません。また、伐採資格者に原形復旧等の措置を求める場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。

位置図

三次市南畑敷町地先 A=約 29,000 m<sup>2</sup>



伐採箇所樹木状況  
(H21. 7月撮影)



伐採箇所樹木状況  
(H21. 7月撮影)

# 応 募 用 紙

平成 年 月 日

中国地方整備局  
三次河川国道事務所長 殿

住 所

氏 名

代表者

平成21年10月1日付けで公募されました、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

## 記

1. 伐採場所 ①馬洗川南畑敷町地区

2. 伐採木の使用目的

3. 応募者の連絡先

電話番号

F A X

メールアドレス

# 馬洗川の河道内樹木伐採者公募に関するアンケート

※選択肢があるものは番号に○を、それ以外の回答は( )内へ具体的に記入して下さい。

問1	公募についてどのように知りましたか？ ①インターネット ②新聞記事 ③自治体広報 ④口コミ ⑤その他( )
問2	応募締切を 月 日としていますが、公募を知ってから申し込むまでの期間は十分にありましたか？ ①不足していた ②十分だった ③わからない
問3	応募の動機は何ですか？ ①材木が欲しい ②治水目的に協力したい ③環境を良くしたい ③その他( )
問4	伐木の利用目的は何ですか？ ①薪 ②キノコ栽培 ③ガーデニング ④建材 ⑤その他( )
問5	実際に伐採作業を行うのはどなたを予定していますか？ ①自分、家族 ②業者に頼む ③その他( )
問6	伐採作業はいつ行う予定ですか？ ①日曜日、休日のみ ②平日のみ ③両方
問7	運搬手段は何を予定していますか？ ①軽トラック ②4tトラック ③10t級トラック ④その他( )
問8	どのくらいの材木が欲しいですか？ ①材木量として軽トラック( )台分くらい ②その他( )
問9	希望する樹木の種類は何ですか？ ①ヤナギ類 ②ウルシ類 ③竹類 ④なんでもよい ⑤その他( )
問10	上記(問9)のように答えられた理由はなんですか？ ( )
問11	対象樹木の大きさはどの程度が適当ですか？ 幹の太さ ①5cm程度 ②10cm程度 ③20cm程度 ④( )cm程度
問12	三次河川国道事務所が伐採した樹木を無償配布しているのはご存じですか？ (今年度も実施予定です) ①知っていた ②知らなかった ③その他( )
問13	その他、ご意見等がございましたらなんでも自由にお書き下さい。

【記入者名

】  
ご協力ありがとうございました。

# 河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書

平成 年 月 日

中国地方整備局  
三次河川国道事務所長 殿

申請者  
住所  
氏名 ㊟  
電話番号

下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので河川法第27条第1項に基づき申請します。

1. 河川の名称 馬洗川
2. 場 所 三次市南畑敷町地先
3. 作業期間 平成 年 日から平成 年 月 日まで
4. 作業方法

## 5. 伐木の使用目的

\*\*\*\*\*

### 【実施にあたっての条件】

1. 伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採資格者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設等を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片づけ、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
8. 伐採資格者通知後の取り消し  
伐採作業準備あるいは作業着手後においても、伐採資格者に河川管理上好ましく無い行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は伐採資格者が負担する。
9. 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。



当選後の許可申請書記入例 ※赤字を参考に記入願います

河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国地方整備局  
三次河川国道事務所長 殿

申請者

住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇



下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので河川法第27条第1項に基づき申請します。

1. 河川の名称 馬洗川

2. 場 所 三次市南畑敷町地先

3. 作業期間 平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

伐採条件で指定された  
期日以内で記入

4. 作業方法

- ・チェーンソーによる伐採、軽トラックにより搬出する。
- ・隣接区画と同時作業時は、伐採木が隣接区画に入らないよう注意する。

5. 伐木の使用目的

- ・薪ストーブ用

使用の目的を記入

具体的な作業方法を記載

\*\*\*\*\*

【実施にあたっての条件】

1. 伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採資格者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設等を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片づけ、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
8. 伐採資格者通知後の取り消し  
伐採作業準備あるいは作業着手後においても、伐採資格者に河川管理上好ましく無い行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は伐採資格者が負担する。
9. 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。